

令和3年9月27日

交野市長 黒田 実 様

交野市水道事業経営審議会
会長 後藤 和子

交野市水道事業経営のあり方について（答申）

令和2年6月25日付交水総第23号で諮問のあった標記の件について審議した結果、本審議会の意見をまとめましたのでここに答申します。

記

- 1 答申内容 別添のとおり

交野市水道事業経営のあり方について
答 申 書

令和3年9月27日

交野市水道事業経営審議会

目 次

はじめに	1
答申	1
1. 経営方針について	2
2. 水道料金改定について	2
3. 水道料金体系の見直しについて	3
4. 附帯意見	5
おわりに	6
【別 表】料金表（現行）・料金表（答申）	7
【参考1】審議会委員名簿	8
【参考2】審議会開催状況	9

はじめに

水道事業は、人口減少や節水意識の向上、節水型機器の普及に伴う水需要の低下が予想される中、老朽化した施設の更新や耐震化が必要となっております。

こうした背景の中、交野市においては、将来においても安全・安心な水を持続的に供給するため、今後 50 年先を見据えた方針として「交野市水道ビジョン」が策定されました。

本審議会は、「交野市水道ビジョン」に掲げる持続的な水道事業運営のため、「交野市水道事業経営のあり方について」諮問を受け、財政収支均衡や水道事業運営の効率化及び経営健全化の観点から会議を 7 回開催し、慎重に審議を行いました。

また令和 2 年 12 月には、第 3 回までの審議結果を取りまとめ、中間答申をいたしました。その内容は、「健全な水道事業運営を行うためには、水道事業経営の基盤強化が必要であり、将来に大きな負担を残さないためにも水道料金改定の検討もやむを得ないと判断します。」とのものでした。

その後、市民生活への影響を十分配慮しつつ水道料金改定について審議を重ね、この度、これまでの審議結果について、取りまとめができましたので答申いたします。

答申

交野市の水道事業は、住民が安心して、水道を安定的に継続して利用いただくため、厳しい経営状況のもと、これまで委託化の拡大や職員の削減などの経営の効率化に積極的に努めつつ、また浄水場やポンプ施設の更新にも取り組んでこられました。

今後、特に老朽管路の更新増加と水道料金収入の減少が見込まれることから、本審議会では、支出について更なる職員給与費の削減や委託化の検討、また水道施設整備計画の見直しによる減価償却費の削減や支払利息の削減についても検討いたしました。一方、収入においては水需要予測の見直しや星田北エリアの土地区画整理事業に伴う料金収入を見込みました。

これらの結果、前述の取組を実施しても、現在の料金水準のままでは収益的収支は損失が拡大し、令和 10 年度には健全な水道事業の経営のために必要な資金残高の水準を下回り、令和 12 年度には資金残高が枯渇する見込みであり、このままでは健全な経営を阻害し、ひいては資金収支が悪化して安定した給水にも支障を及ぼすこととなります。なお財政シミュレーションでは、資金ショート回避のため、収支均衡を図るには令和 10 年度に約 36%の大幅な料金改定が必要になると試算されました。

上記を踏まえ、水道料金改定について検討した結果、今後の経営環境や収支見

通しから、給水収益を確保するための料金の引き上げと、給水量が減少する状況においても給水収益への影響が小さくなるような料金体系とすることが必要であると判断しました。

なお料金改定にあたっては、利用者間の負担の公平性や、使用水量による利用者の改定率が激変することのないよう配慮する必要があります。

今後、水道事業経営の基盤強化のため、一層の経営の効率化を検討した上で、次の経営方針をもって水道事業を運営していただきたい。

1. 経営方針について

(1) 料金回収率（供給単価／給水原価）の改善

- ・100%以上とする。

(2) 資金残高の確保

- ・事業経営を持続するために必要な資金残高を8億円程度とする。

(3) 企業債残高の抑制

- ・企業債残高について、令和2年度の約100億円未満とする。
- ・更新投資に係る企業債比率を60%以下（ただし、令和8年度までは80%以下）とする。

(4) 投資経費の抑制（令和8年度まで）

- ・「交野市水道施設整備計画」（平成31年3月）について、重要度・優先度による順位付けにより投資計画を見直し、建設改良費を令和8年度まで、毎年5億円程度に抑制する。

(5) 料金改定

- ・改定時期及び改定率については、上記（1）～（4）を踏まえたものとする（詳細は「2. 水道料金改定について」を参照）。

(6) 料金体系の見直し

- ・経営の安定化を図りつつ、利用者の過度な負担とならないように設定する（詳細は「3. 水道料金体系の見直しについて」を参照）。

2. 水道料金改定について

(1) 料金改定時期について

目標資金残高を下回るタイミングで料金改定した場合、令和10年度に約36%の料金改定が必要となり、大幅な料金改定が必要となるため、できるだけ早いタイミングで改定することが望ましい状況です。

令和10年度まで料金改定を実施しなかった場合、給水原価が供給単価を上回る状態が続き、当年度純利益も継続してマイナスとなる見込みです。

また料金改定を実施する場合、議会承認などの手続きが必要であり、その後、

住民への周知やシステム改修に要する期間等を確保する必要があります。

そのため料金改定の時期は、令和5年4月が妥当であると考えます。

(2) 料金改定率

料金改定から5年間は、供給単価が給水原価を上回る状態を維持するためには、現状から13%程度の料金改定が必要となることが試算されました（令和5年4月に料金改定をした場合）。

13%程度改定した場合、目標資金残高の8億円以上を確保でき、更新投資に必要な財源（自己資金）を確保し、更新投資に係る事業費の企業債比率の割合を抑えることが可能となる見込みです。

そのため、料金改定率は、13%程度とすることが妥当であると考えます。

なお、料金改定に係る料金算定期間（令和5年から令和9年の5年間）における財政シミュレーションでは、以下の事項を考慮して検討しています。

- ・実績に即した将来予測の有収水量の見直し
- ・開発等によって見込まれる有収水量の反映
- ・一般会計からの法定内繰入金（消火栓や児童手当等に要する経費）の反映

3. 水道料金体系の見直しについて

(1) 基本的事項

交野市の現行の料金体系は、基本料金と従量料金からなる二部料金制を採用し、基本料金は用途別口径別によって異なる料金設定とし、従量料金は使用水量に応じて単価が逦増する逦増型を採用しています。

また13・20口径（一般家庭用向け）の利用者には、基本水量8^mを付与しています。

(2) 基本料金・従量料金の割合

経営の安定化の観点からは、基本料金割合を増加させる料金体系が望ましいです。

しかし、基本料金割合を増加させると現状の基本料金を大幅に増額する必要があるため、利用者への影響も考慮する必要があります。

そこで、現状より基本料金割合を引き上げること（経営の安定化）、料金改定による利用者間負担に大きな差が生じないこと（利用者への公平性）の双方を考慮して、料金体系を検討することが妥当です。

(3) 基本料金

経営の安定化のためには、上述の通り基本料金割合を引き上げる必要があります。

ますが、利用者に過度な負担とならないように設定する必要があります。

そこで、全体の料金改定を 13%程度とする中、基本料金については、現状より 15%程度引き上げることで、基本料金収入割合の増加を図ることが妥当であると考えます。

(4) 基本水量の設定

基本水量は、公衆衛生上の観点から水利用を促すという当初の役割を一定終えていると考えられ、現状では水道料金算定要領でも基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。

ただし、水道料金算定要領において、経過的に「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。」とされており、また基本水量以下の利用者の件数が増加している交野市の現状や、基本水量を付与しないことは少量利用者の急激な負担増になることを考慮し、今回の料金改定では基本水量の見直しは実施しないことが妥当であると考えます。

なお、将来的には基本水量を付与しない料金体系の検討が必要であると考えます。

(5) 従量料金・逡増度

従量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平性から見ると「水道料金算定要領」にもあるとおり一律単価とすることが考えられます。

現状は、逡増型従量料金となっており、仮に従量料金単価を一律とすると、使用量の少ない水量区画の従量料金単価を大幅に引き上げる必要があり、少量利用者の負担が大きくなることとなります。

一方で、水需要の減少が将来見込まれる現状において、安定的な料金収入の確保のためにも、逡増度を緩和する必要があります。

そこで従量料金は、引き続き逡増型の料金体系としながらも、少量利用者に過度な負担とならないように、また逡増度は現状より緩和するように、0～10 m³の区画単価は 15%程度、11～100 m³の区画単価は 12.3%程度、101 m³～の区画料金単価は 12%程度それぞれ現行より引き上げることが妥当であると考えます（逡増度：現状 2.75→改定後 2.68）。

なお、将来的には、負担の公平性の観点から、従量料金単価の逡増度のあり方について、さらなる検討が必要であると考えます。

(6) 用途別料金の設定（臨時用・浴場用）

臨時用は、開発事業者等が工事などで一時的に利用するものであり、浴場用は、

現状、交野市で公衆浴場を開設している利用者はいない状況です。

一般用の水道料金全体の改定率が 13%程度であるため、臨時用・浴場用ともに、基本料金及び従量料金を、現状より一律で 13%程度改定することが妥当であると考えます。

(7) 料金表

これらを踏まえ、料金表については別表のとおりとすることが妥当であると考えます。

4. 附帯意見

(1) 継続的な投資・経営の効率化の取り組み

平成 31 年 3 月に策定した「交野市水道ビジョン」では、交野市水道事業の基本的理念及びその基本的理念を実現するための実施方策を掲げ、持続的な水道事業経営を実現するための具体的な取組を示しています。

これらの取組については継続的な実施と更なる効率化・健全化が望まれるため、絶えず計画内容等の見直しを行い、一層のコスト縮減が図られるよう努めることを提言します。

(2) 料金改定等に関する利用者への広報活動

実質的な料金改定は、平成 12 年度以来、約 20 年ぶりの改定となることから、まずは、利用者にもその料金改定の必要性を十分に理解してもらえるように説明する必要があると考えます。また料金改定の内容についても、利用者に分かりやすく情報提供するよう、周知方法や時期等については十分配慮する必要があります。

そのため、ホームページや広報紙などのあらゆる媒体を活用した広報活動に努めることを提言します。

(3) 今後の水道料金の検討について

水道料金は、市民生活に直結したものであり、その影響は多大です。

全国的に人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少が想定される状況や、絶えず施設等の更新が必要な状況を踏まえると、水道事業の安定した経営を行う上では、水道料金の適時適切な検討、見直しが必要であると考えます。

そのため、5 年を目安に、その時代にあった水道料金について検討することを提言します。

おわりに

今回「交野市水道事業経営のあり方について」諮問があり、これまで審議してきた結果を答申としてまとめました。

答申した料金表については、約 20 年ぶりの料金改定ということもあり、利用者の急激な負担増にならないことに配慮したものとなっており、基本水量のあり方や従量料金単価のあり方については、将来的な料金体系の見直しを検討する際の課題として挙げています。

今後、社会情勢や経営環境が想定以上に変化することも考えられることから、料金体系のあり方については、その時代にあったものとなるよう継続的な検討が必要であると考えます。

【別表】料金表（現行）・料金表（答申）

■ 料金表（現行）

水道料金（1ヶ月あたり、税抜）												
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)									
			1-8m ³	9-10m ³	11-20m ³	21-30m ³	31-100m ³	101-200m ³	201-500m ³	501-1000m ³	1001m ³	
一般用	13mm	770	0	124	124	147	164	199	234	268	305	341
	20mm	870										
	25mm	1,030										
	30mm	1,440										
	40mm	2,900										
	50mm	4,250										
	75mm	9,350										
	100mm	14,800										
	150mm	57,300										
200mm以上	120,000以内											
浴場用	200m ³ まで、	15,000	0						100			
臨時用	20mm以下	1,370	550									
	25mm	2,060										
	40mm	5,240										
	50mm	7,870										
	75mm	17,500										
	100mm	28,000										
	150mm	107,000										
200mm以上	230,000以内											

■ 料金表（答申）

水道料金（1ヶ月あたり、税抜）												
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)									
			1-8m ³	9-10m ³	11-20m ³	21-30m ³	31-100m ³	101-200m ³	201-500m ³	501-1000m ³	1001m ³	
一般用	13mm	885	0	142	142	165	184	223	262	300	341	381
	20mm	1,000										
	25mm	1,184										
	30mm	1,656										
	40mm	3,335										
	50mm	4,887										
	75mm	10,752										
	100mm	17,020										
	150mm	65,895										
200mm以上	138,000以内											
浴場用	200m ³ まで、	16,950	0						113			
臨時用	20mm以下	1,548	621									
	25mm	2,327										
	40mm	5,921										
	50mm	8,893										
	75mm	19,775										
	100mm	31,640										
	150mm	120,910										
200mm以上	259,900以内											

【参考1】 審議会委員名簿

交野市水道事業経営審議会委員

順不同・敬称略

氏 名	所 属
◎ 後 ^ご 藤 ^{とう} 和 ^{かず} 子 ^こ	摂南大学 経済学部教授
たに ^{たに} の ^の 野 ^野 さとし ^{さとし} 聡 ^聡 (～令和3年3月31日)	大阪広域水道企業団 東部水道事業所長
わた ^{わた} なべ ^{なべ} のぼる ^{のぼる} 昇 ^昇 (令和3年4月30日～)	同 上
もり ^{もり} もと ^{もと} のり ^{のり} たか ^{たか} 卓 ^卓	交野市上下水道組合代表
やま ^{やま} ざき ^{ざき} あゆ ^{あゆ} み ^み 美 ^美	交野市商業連合会代表
よし ^{よし} のぶ ^{のぶ} まさる ^{まさる} 勝 ^勝	交野市工業会代表
よ代 ^よ なが ^{なが} 永 ^永 みやこ ^{みやこ} 京 ^京	交野市消費生活問題研究会代表
○ 市 ^{いち} 岡 ^{おか} いさお ^{いさお} 伊佐男 ^{伊佐男}	区長会 会長
とみ ^{とみ} た ^た よし ^{よし} かず ^{かず} 一 ^一 富 ^富 田 ^田 芳 ^芳	区長会 副会長

◎は会長、○は副会長

【参考2】 審議会開催状況

区分	開催日時・場所	議事
第1回	令和2年6月25日（木）15:30～ 交野市星の里浄水場 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・交野市水道事業及び水道ビジョンについて ・交野市水道事業経営の現状分析について
第2回	令和2年8月26日（水）15:30～ 交野市星の里浄水場 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・交野水道事業の投資試算の概要及び財政収支均衡の取組について
第3回	令和2年10月26日（木）15:30～ 交野市星の里浄水場 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期の投資試算・経営健全化の概要～今後の交野市水道事業経営について～
中間答申	令和2年12月22日（火）提出	<ul style="list-style-type: none"> ・交野市水道事業経営のあり方について（中間答申）
第4回	令和3年2月25日（木）15:30～ 交野市星の里浄水場 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の改定及び料金体系の検討について
第5回	令和3年4月30日（金）15:30～ 交野市星の里浄水場 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい水道料金体系の検討について
第6回	令和3年6月18日（金）15:30～ 交野市星の里浄水場 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金改定について
第7回	令和3年9月7日（火）15:30～ 交野市星の里浄水場 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書（案）について
答申	令和3年9月27日（月）提出	<ul style="list-style-type: none"> ・交野市水道事業経営のあり方について（答申）